

「後期高齢者医療制度」って？

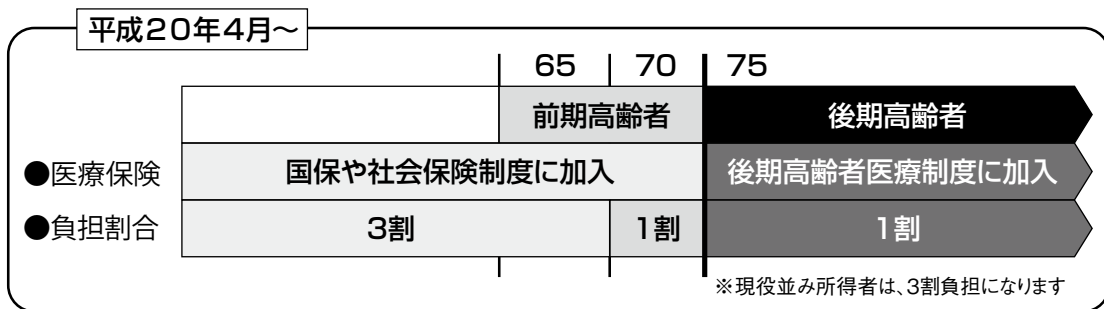
Q. 「後期高齢者医療制度」ってどんな制度？

A. 来年4月から施行される、高齢者の新たな医療保険制度です。

現在、75歳以上（一定の障がいのある方は65歳以上）の方は、国民健康保険、社会保険、健康保険組合などの医療保険制度に加入しながら老人保健制度で医療を受けています。

来年4月からは、現在加入している医療保険制度を脱退し『後期高齢者医療制度』に加入します。

- 医療機関窓口での自己負担割合については、現在の老人保健制度と変更はありません。
- 保険料は、原則として年金から天引きされます。
- 今まで保険料を払っていなかった社会保険等の被扶養者の方は、半年間保険料が免除される等の経過措置があります。



Q. 広域連合と市町村の役割は？

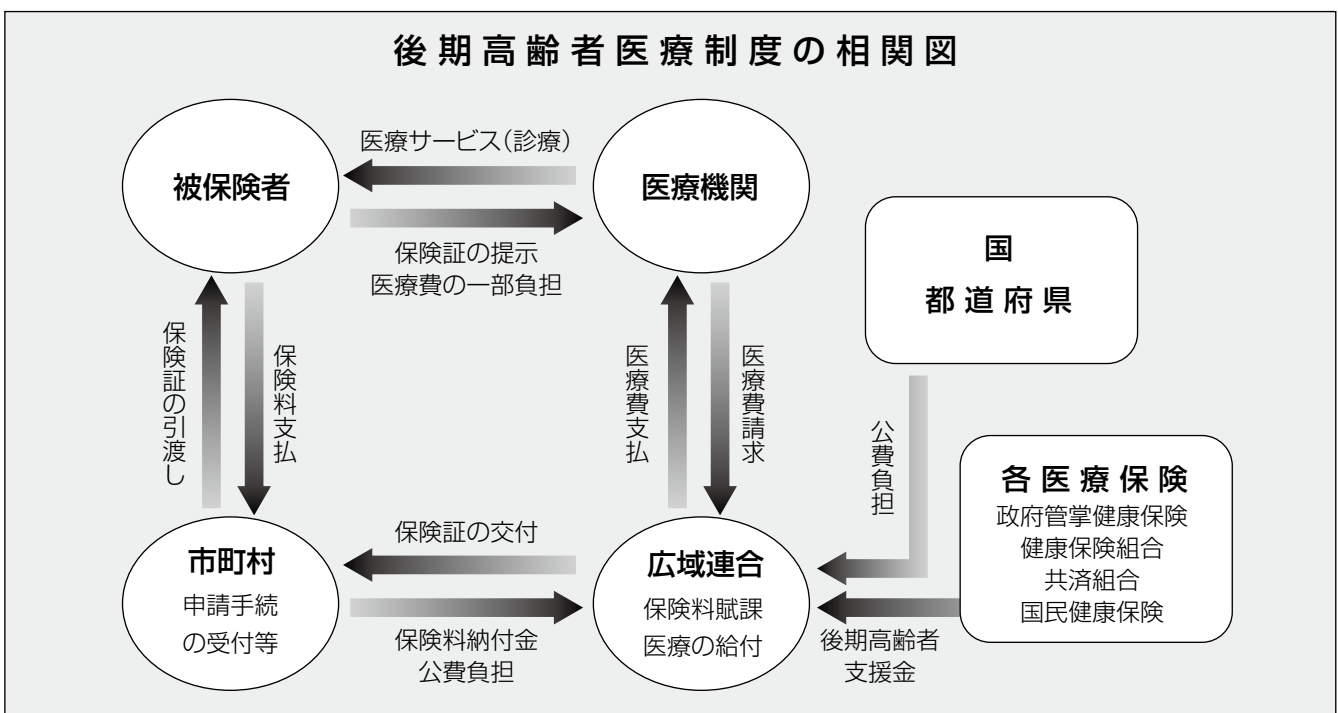
A. 後期高齢者医療制度の運営は、広域連合が運営主体となり、市町村と連携して行います。

広域連合の役割

新潟県後期高齢者医療広域連合が制度を運営する保険者となります。広域連合は保険料の賦課や医療を受けた時の給付などを行います。

市町村の役割

住民の利便性確保のため、各種申請や届出の受付、保険料の徴収、保険証の引渡しなどの窓口業務は市町村が行います。



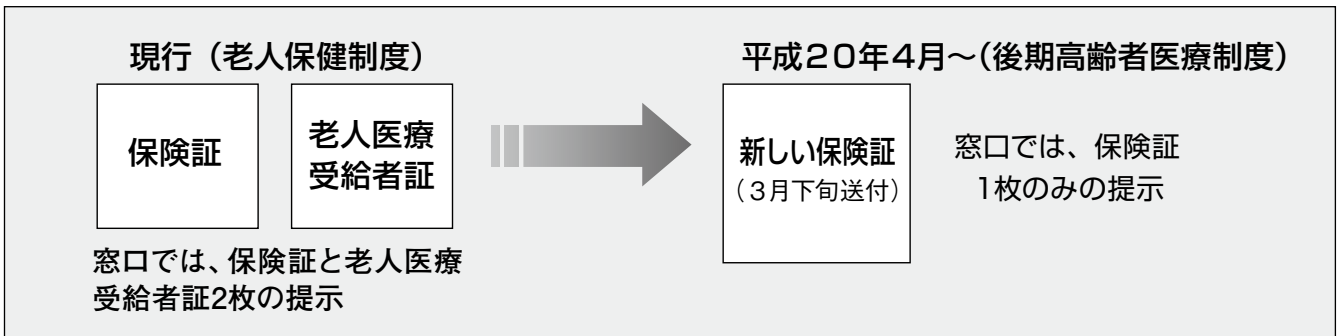
平成20年4月からはじまる

Q. 保険証は変わるのですか？

A. 後期高齢者医療制度に加入すると、新しい保険証に変わります。

この制度では、新しい保険証が1人に1枚交付されます。対象となる人には、来年3月下旬に保険証が送付されます。
(保険証の申請手続きは不要です)

医療機関で医療を受けるときは、保険証1枚を提示します。



Q. 保険料の支払い方法などはどうなるの？

A. 保険料の支払い方法は、介護保険料と同様に原則として年金から天引きになります。

年額18万円以上の年金を受けている方は、年金から天引きとなります。ただし、年金が年額18万円未満の方や介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える方については、送付される納付書や口座振替で納めることになります。

また、その保険料額の通知は来年4月にお届けします。

Q. 受けられる給付内容はどうなるの？

A. 後期高齢者医療制度では、現在の老人保健制度と同様の給付が受けられます。

○病気やケガをしたとき

- 病気やケガでお医者さんにかかるときや、訪問看護を利用したときは、かかった医療費の1割（現役並み所得者は3割）の自己負担で受診できます。

○入院したとき

- 入院したときの食事代や療養病床に入院したときは、食費と居住費の一部を自己負担します。

○医療費が高額になったとき（高額医療費の支給、高額医療・高額介護合算制度）

- 同じ月内に支払った医療費の自己負担額が定められた限度額を超えた場合は、申請して認められると限度額を超えた分が支給されます。
- 同一世帯の被保険者で、医療費と介護保険の1年間の自己負担額を合算した金額が定められた限度額を超えた場合は、申請して認められると限度額を超えた分が支給されます。

○申請してあとから受ける給付（次のような場合は、いったん全額自己負担しますが、市町村窓口申請して認められると、自己負担分を除いた金額が支給されます）

- 急病などでやむを得ず保険証を持たずに受診したときや、お医者さんの指示で転院などの移送費用がかかったとき。
- 海外渡航中に治療をうけたとき。ただし、治療目的の渡航は除きます。
- 医師が必要と認めたコルセットなどの補装具を作ったときや、はり・きゅう・マッサージなどの施術をうけたとき。

○その他の給付

- 被保険者が亡くなったときは、喪主に葬祭費が支給されます。